

2. 保護具の使用が作業者に任されていたこと。
3. 秤量時に保護眼鏡を使用しなかったこと。
4. 洗眼方法が悪かったこと。
5. 容器から液体を取り出す際の、液の取扱い方法が悪くなかったこと。

【対応策】 対応策としては、次のようなものが挙げられる。

1. 有機溶剤取扱い作業者には、特別教育を受けさせること。【通達 昭 59.6.29 基発第 337 号 有機溶剤業務従事者に対する労働衛生教育の推進について】
2. 秤量時には、必ず保護眼鏡を使用すること。また、使用を作業者の判断に任せずに、ルール化する。
なお、保護眼鏡は、通常の眼鏡フレーム状のものではなく、ゴーグル型とすること。
これは、通常の眼鏡フレーム状の保護眼鏡は正面から来た眼を防げるが、側面から来たもの防げない。ゴーグル型だと、側面からのものも防ぐことが出来る。【特別教育カリキュラム：保護具の使用方法】
3. 洗眼方法は次のようにすること。【MSDSに記載されている】
 - イ 「流水」で洗うこと。
洗面器に取った水は、洗眼している間に有機溶剤の濃度が次第に濃くなること。
及び、水に圧力がないことが挙げられる。
 - ロ 「15分以上」洗うこと。
数分では短い。
4. 原料の秤量は、一斗缶を持ち上げて行うのではなく、送液ポンプ（手動の物で可）を使用すること。これにより、
 - イ 今回のような、液が跳ねての事故を防ぐことが出来る。
 - ロ 腰痛も防止できる。
等の、利点がある。
5. 作業手順書がなかったので、上記事項（保護眼鏡の使用、容器からの取り出し方法、事故時の洗眼方法等）の手順を定め、手順書に明記し、それに基づき教育する。【労働安全衛生法第 60 条、労働安全衛生規則第 40 条】

(以上)

《日本労働安全衛生コンサルタント会 東京支部/東京技能者協会》